

## 新潟地域合併問題協議会で合意した行政制度の調整方針を変更するもの（案）

## 1. 新津市が新潟地域合併協議会を構成しなくなったことによるもの

項 目	変更内容
各種事務事業	
重度心身障害者医療費助成事業	新津市だけで実施していた制度のため，協議項目から削除する。
各種事務事業以外の行政制度	
財産の取扱い 一般職の職員の取扱い 特別職の職員の取扱い 行政機構及び組織の取扱い 一部事務組合等の取扱いのうち <ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟県自治会館管理組合</li> <li>・新潟県中東福祉事務組合</li> <li>・四市中東蒲原老人福祉施設事務組合</li> <li>・新潟県交通災害共済組合</li> <li>・新潟県消防団員等公償組合</li> <li>・新潟県市町村職員共済組合</li> <li>・地方公務員災害補償基金</li> <li>・新潟地域広域市町村圏協議会</li> <li>・新潟県国民健康保険団体連合会</li> <li>・新潟県新津保健所管内市町村予防接種健康被害調査委員会</li> <li>・市議会議員共済会</li> <li>・新潟地区消防応援協議会</li> <li>・三市中東視聴覚教育協議会</li> </ul>	「新津市」を削除する。
合併の方式	「新潟市への編入合併とする。」  「白根市，豊栄市，小須戸町，横越町，亀田町，岩室村，西川町，味方村，潟東村，月潟村及び中之口村を廃し，その区域を新潟市に編入する編入合併とする。」
地域審議会の取扱い	「新潟市を除く 12 市町村に設置する。」  「白根市，豊栄市，小須戸町，横越町，亀田町，岩室村，西川町，味方村，潟東村，月潟村及び中之口村の区域ごとに，市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 第 1 項の規定を適用し，地域審議会を設置する。」

項 目	変更内容
農業委員会の取扱い	<p>4つの農業委員会のうち2つの農業委員会の所管区域を変更する。</p> <p>「新津市農業委員会，小須戸町農業委員会，横越町農業委員会及び亀田町農業委員会が所管する区域に，1つの農業委員会を設置し，選挙による委員の定数を30人とする。」</p> <p>「白根市農業委員会，岩室村農業委員会，西川町農業委員会，味方村農業委員会，渦東村農業委員会，月潟村農業委員会及び中之口村農業委員会が所管する区域に，1つの農業委員会を設置し，選挙による委員の定数を40人とする。」</p> <p>「白根市農業委員会，小須戸町農業委員会，横越町農業委員会及び亀田町農業委員会が所管する区域に，1つの農業委員会を設置し，選挙による委員の定数を27人とする。」</p> <p>「岩室村農業委員会，西川町農業委員会，味方村農業委員会，渦東村農業委員会，月潟村農業委員会及び中之口村農業委員会が所管する区域に，1つの農業委員会を設置し，選挙による委員の定数を28人とする。」</p>
一部事務組合等の取扱いのうち ・新津地域土地開発公社	<p>新津市が構成団体になっていたことにより，解散しなくなったため変更する。</p> <p>「合併の前日の終了をもって解散し，財産及び事務は，全て新潟市土地開発公社に引き継ぐ。」</p> <p>「小須戸町，横越町及び亀田町は，合併の前日の終了をもって脱退し，当該町域に係る財産及び事務は，全て新潟市土地開発公社に引き継ぐ。」</p>
一部事務組合等の取扱いのうち ・新津市・小須戸町・田上町基幹 水利施設管理事務協議会	<p>新津市が構成団体になっていたことにより，新津市も新潟市に事務委託するため変更する。</p> <p>「合併の前日の終了をもって解散し，新潟市が田上町の事務委託を受けた上で当該施設を管理する。」</p> <p>「合併の前日の終了をもって解散し，新潟市が新津市及び田上町の事務委託を受けた上で当該施設を管理する。」</p>

## 2. その他

項 目	変更内容
<b>各種事務事業</b>	
乳幼児健康診査事業	<p>住民説明会などにより住民ニーズを把握したことにより変更する。</p> <p>豊栄市 「新潟市の制度に統一する。ただし、合併年度に続く3か年度、現行のとおりとする。」</p> <p>「新潟市の制度に統一する。」</p>
側溝清掃補助事業	<p>現行制度の記載内容錯誤により変更する。</p> <p>豊栄市 「新潟市の制度に統一する。」</p> <p>「新潟市の制度に統一する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおり自治会(町内会)に麻袋を支給する。」</p>
ガス料金の状況	<p>白根市，小須戸町，西川町のガス事業について，民間譲渡の話が進んでいることにより変更する。</p> <p>白根市，小須戸町，西川町，味方村 「現行のまま地区ガス事業として引き継ぐ。併せて関係市町村の現状に応じ，事業の民間譲渡を視野に入れた検討若しくは対応を行なう。」</p> <p>白根市，小須戸町，味方村 「合併前に民間譲渡を行なう。」</p> <p>西川町 「合併前の民間譲渡を検討する。」</p>
低所得世帯高齢者見舞品支給事業	<p>新潟市だけで実施していた事業であり，調整方針を「新潟市の制度を適用する。」としていたが，生活保護世帯に対する法定扶助以外の新潟市単独事業は，中核市の中で最上位に位置し，また，当該事業を実施している中核市は新潟市だけであることから，事務事業の見直しの中で，平成15年度より事業廃止を行なった。したがって，協議項目から削除する。</p>
<b>各種事務事業以外の行政制度</b>	
地方税の取扱い	<p>平成16年度税制改正が見込まれるため，個人市町村民税の調整方針案に，「なお，地方税法の改正により均等割の標準税率が統一され，新潟市と同率になった場合は，不均一課税を実施しない。」を追加する。</p>
一部事務組合等の取扱いのうち ・新潟県自治会館管理組合 ・新潟県町村人事事務組合 ・新潟県町村職員退職手当組合 ・新潟県交通災害共済組合 ・新潟県消防団員等公償組合	<p>左記5組合が，平成16年3月1日に統合され，新潟県市町村総合事務組合に移行する予定のため，その旨を付記する。</p>

3 . 各種事務事業の協議項目数について

新潟地域合併問題協議会で合意し新潟地域合併協議会に調整方針案を提出する項目	224項目
保健福祉	(96項目)
住民生活	(43項目)
教育・文化	(22項目)
産 業	(37項目)
都市整備	(26項目)
新潟地域合併問題協議会で未協議であり新潟地域合併協議会に調整方針案を提出する項目	1項目
保健福祉	(1項目)
新津市が新潟地域合併協議会を構成しなくなったことにより削除する項目	1項目
保健福祉	(1項目)
その他の要因により削除する項目	1項目
保健福祉	(1項目)
協議項目数 計	227項目